

平成29年2月

お客さま各位

甲府信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

～お客さまの大切な財産をお守りするために～

平素は甲府信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

昨今、電話詐欺（振り込め詐欺）による被害が多発する中、特にキャッシュカードによるお振込に不慣れなご年配のお客様をＡＴＭコーナーに誘導し、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

当金庫では、お客さまのこのような被害を防止するため、下記のとおりキャッシュカードによるお振込の利用を一部制限させていただきます。

お客さまには、ご不便をおかけ致しますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 対象となるお客さま

年齢が70歳以上で、キャッシュカードによるＡＴＭでのお振込を1年以上ご利用されていないお客さま。

※判定は口座単位で行い、判定および制限開始時期につきましては当金庫の内部基準により行います。

2. 制限の内容

キャッシュカードによるＡＴＭでの振込がご利用いただけなくなります。

※ＡＴＭでの振込限度額を「0円」とさせていただきます。

3. 開始時期

平成29年4月から

4. その他

上記の対象となるお客さまで、キャッシュカードによるお振込を希望される場合は、平日の営業時間内にお取引店舗までお問い合わせください。

なお、キャッシュカードによる「お預け入れ」や「お引出し」は従来どおりご利用いただけます。

以 上